

議案第 55 号

市川市職員定数条例の一部改正について

市川市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市職員定数条例の一部を改正する条例

市川市職員定数条例（昭和 24 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「選挙管理委員会、監査委員、消防、農業委員会及び教育委員会」を「教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び消防」に、「常勤の監査委員及び教育長」を「教育長及び常勤の監査委員」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（職員の定数）

第 2 条 職員の定数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市長部局の職員 2,300 人以内
- (2) 議会の事務部局の職員 22 人以内
- (3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 390 人以内
- (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10 人以内
- (5) 監査委員の事務部局の職員 12 人以内
- (6) 農業委員会の事務部局の職員 11 人以内
- (7) 消防職員 520 人以内

(8) 消防団員 400人以内

2 次に掲げる職員の数、前項に規定する職員の定数に含まないものとする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 市川市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第39号）第1条に規定する配偶者同行休業をしている職員

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

理 由

効率的な行政運営を進めてきたことにより、事務の執行に必要な職員数が減少したこと等に伴い、市長部局及び教育委員会の職員の定数を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を改正する理由である。